

# 光学区まちづくり推進委員会ホームページ運営要領

## (目的)

第1条 この要領は、光学区の住民が利用する広報手段のひとつである光学区まちづくり推進委員会ホームページ（以下「光学区HP」という）の運営ならびに管理に関して、光学区HP運営委員会を設置し、必要事項を定め、学区民の生活に必要な情報共有や交流促進などを目的とする。

## (光学区HP所在等)

第2条 ドメイン名とサーバーは、次の通りとする。  
ドメイン名：https://hikari-machidukuri.com  
サーバー：さくらレンタルサーバー（費用・信頼性を考慮）  
ホームページ名称：光学区まちづくりラボ



## (光学区HPの運営管理)

第3条 光学区HPの運営・管理は、「光学区HP運営委員会」が行う。

## (光学区HP運営委員会の構成員)

第4条 光学区HP運営委員会の構成は次の通りとする。  
(1) 委員長は光学区まちづくり推進委員会の委員長とする。  
(2) 構成員は委員長がホームページに精通した者を学区内より若干名指名する。

## (光学区HP運営委員会の任務)

第5条 光学区HP運営委員会は次の項目を行う。  
(1) 光学区HPの維持改善  
(2) 光学区HPの記事等の内容（以下「コンテンツ」という）の掲載  
(3) 光学区HPの構成変更  
(4) 光学区HPの運営・管理担当者（事務局等）の管理  
(5) 構成員は光学区HPをモニターし、不適切と思われる場合はただちに委員会に申し出るとともに、委員会は迅速に対応する。  
(6) 運営・管理に関して協議を必要とする事項があるときは、光学区HP運営委員会で決定する。

## (掲載者の範囲)

第6条 光学区HPに掲載することのできる者・団体の範囲は次の通りとする。ただし、光学区HP運営委員会が不適切と判断した者・団体は掲載できない。  
(1) 光学区まちづくり推進委員会の構成団体  
(2) 光学区まちづくり推進委員会と協力関係にある行政機関  
(3) その他、光学区まちづくり推進委員会委員が必要と認めた者・団体

## (コンテンツの掲載基準)

第7条 光学区HPのコンテンツは第1条の目的に沿ったものであるとともに、光学区まちづくり推進委員会として品位を保ち公序良俗に反しないこと。また、守秘義務や個人情報保護などコンプライアンスに反するものであってはならない。

## (掲載承認)

第8条 コンテンツを掲載しようとする者は、別紙に定める様式1（ホームページ掲載・更新 申請書）により必要事項を記入し、光学区HP運営委員会に提出し、光学区HP運営委員会の承認を得るものとする。詳細は「光学区まちづくり推進委員会ホームページ運営細則」による。コンテンツに虚偽の記載があった場合・コンテンツを作成したときと内容や組織・体制に大幅な変更が生じ誤解を与える場合・掲載を継続することが不利益をもたらす恐れがある場合は、掲載を断ること、また削除することができる。

(リンク)

第9条 光学区HPから他のHPにリンク設定することができる。この場合の設定方針は次の通りとする。

- (1) 広島県・福山市・福山東警察署等の行政機関
- (2) その他、学区HP運営委員会が認めた団体
- (3) 他のHPが光学区HPをリンクする場合は上記(1)(2)以外は許可しない

(広告の記載)

第10条 光学区HPに、近隣の事業者や個人経営者から要望があった場合、光学区HP運営委員会の承認を得て、有料で広告を掲載することができる。その場合、広告代金は雑収入として処理し、光学区HPの運営に充当する。

(その他の取り決め)

第11条 本要領以外の取り決め事項

- (1) 光学区まちづくり推進委員会ホームページ運営細則
- (2) プライバシー保護のガイドライン
- (3) 様式1(ホームページ掲載・更新 申請書)

附則

制定 2021年10月1日

改訂 2021年10月19日 細則見直しにより 第8条見直し